

【VI. 航空従事者技能証明等の試験について】

1. 試験の概要

試験は、学科試験と実地試験からなり、学科試験に合格しなければ実地試験は受けられません。

学科試験は、原則として年6回行われ、実施資格、実施場所及び期日等はその都度官報で公示されます。また、学科試験は、科目合格制度が採られていますので、必ずしも1度に全科目について合格しなくても、最初一部の科目に合格してから1年以内に行われる試験を通じて、全体として全科目に合格すれば良いことになっています(最初の試験は、必要な受験科目を全て受験しなければ科目合格にはなりません)。

実地試験は、毎月個別に行われ、航空従事者試験官が航空機に受験者と同乗して実際に飛行する等の方法により、受験者の技量をみて試験を行っています。

また、資格取得にあたっては、一定の年齢及び飛行経歴等が必要です。この要件は、航空従事者技能証明は実地試験を申請するまでに、運航管理者技能検定は学科試験を申請する前までに満たしておくことが必要です。

2. 学科試験

(1) 試験の実施

学科試験は、原則として年6回以下のとおり行われ、実施にあたっては、その都度、官報で公示されます。

実施時期	実施場所	実施資格等
5月期、 9月期、 1月期	東京、大阪	① 事業用操縦士(飛)、(回) ② 航空英語能力証明 ③ 計器飛行証明
3月期 及び 7月期	東京、大阪	① 航空英語能力証明
	東京、大阪、那覇	① 定期運送用操縦士 ② 一等・二等航空士 ③ 航空機関士 ④ 一等航空整備士(飛) ⑤ 一等航空運航整備士(飛) ⑥ 航空工場整備士 ⑦ 運航管理者
	東京航空局管内(3か所) 千歳、岩沼、東京 大阪航空局管内(5か所) 名古屋、大阪、福岡、 宮崎、那覇	① 事業用操縦士 ② 自家用操縦士 ③ 航空通信士 ④ 一等航空整備士(回) ⑤ 二等航空整備士 ⑥ 一等航空運航整備士(回) ⑦ 二等航空運航整備士 ⑧ 学科試験を必要とする限定変更 ⑨ 操縦教育証明 ⑩ 計器飛行証明
11月期	東京、大阪	① 定期運送用操縦士 ② 事業用操縦士 ③ 自家用操縦士 ④ 二等航空整備士 ⑤ 一等・二等航空運航整備士 ⑥ 学科試験を必要とする限定変更 ⑦ 航空英語能力証明 ⑧ 操縦教育証明 ⑨ 計器飛行証明

(2) 学科試験申請書の受付機関

【千歳、岩沼、東京で受験する場合】

東京航空局保安部運用課検査乗員係

〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第二合同庁舎

TEL03-5275-9292 内線 7516・7517

【名古屋、大阪、福岡、宮崎、那覇で受験する場合】

大阪航空局保安部運用課検査乗員係

〒540-8559 大阪府中央区大手前4の1の76

TEL06-6949-6211 内線 5217

(3) 参考情報

学科試験のお知らせ → 平成〇年〇月期の航空従事者技能証明等の  
学科試験のお知らせへリンク

学科試験の過去問 → 航空従事者技能証明等に関する学科試験の  
過去問の公表へリンク

3-1. 実地試験（航空英語能力証明を除く）

(1) 試験の実施

実地試験は、学科試験合格者に対して、合格通知日から2年以内に受験者の受験希望日等を考慮して試験が実施されます。

受験者は、実地試験に使用する航空機、その他の機材等を準備し、資格取得に必要な年齢及び飛行経歴等を満たしたうえで、受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに実地試験を管轄する受付機関に申請書を提出します。

(2) 実地試験申請書の受付機関

実地試験を行う管轄区分

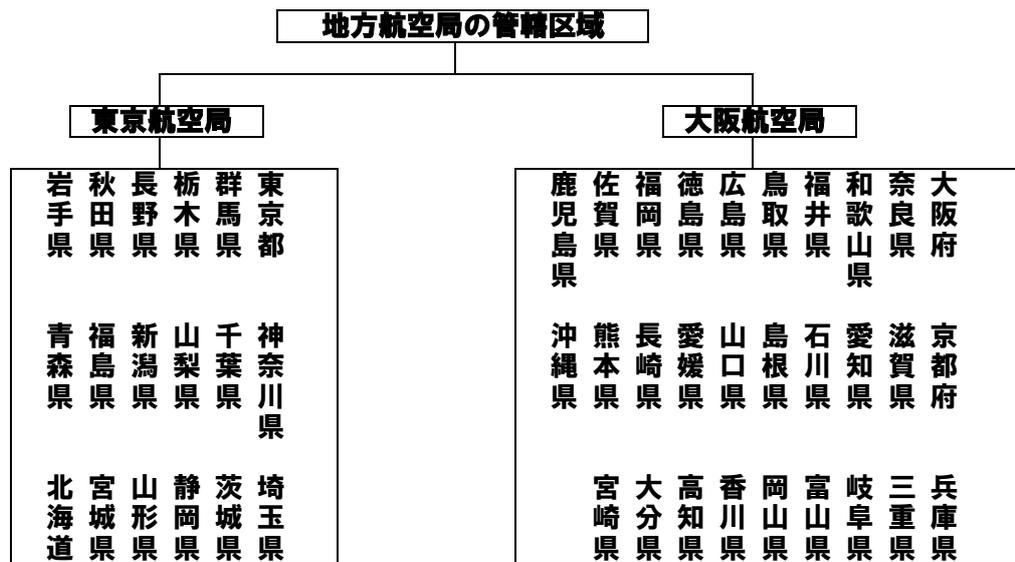
<b>本 省</b>	〒100-8918 千代田区霞が関2の1の3 TEL03-5253-8111 【航空英語能力証明以外】 航空局技術部乗員課検定係 内線50316 【航空英語能力証明】 航空局技術部乗員課航空英語証明係 内線50319
<b>地方航空局</b>	東京航空局保安部運用課検査乗員係 〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第二合同庁舎 TEL03-5275-9292 内線 7516・7517 大阪航空局保安部運用課検査乗員係 〒540-8559 大阪府中央区大手前4の1の76 TEL06-6949-6211 内線 5217

○定期運送用操縦士	○一等航空整備士（飛）
○一等航空士	○一等航空運航整備士（飛）
○二等航空士	○運航管理者
○航空機関士	○限定変更
○航空英語能力証明	[本省管轄資格]
○本邦外で行う実地試験	○限定変更

[操縦士（飛）の資格で型式限定を必要とするもの]

○事業用操縦士	○二等航空運航整備士
○自家用操縦士	○航空工場整備士
○一等航空整備士	○計器飛行証明
[本省に係るものを除く]	○操縦教育証明
○二等航空整備士	○限定変更
○一等航空運航整備士	[本省に係るものを除く]
[本省に係るものを除く]	

- ①：学科試験を受けた者  
(学科試験申込みを行った地方局(本省管轄を除く))
- ②：学科試験の免除者  
(実地試験を受ける地域を管轄する地方局(本省管轄を除く))



### 3-2. 実地試験(航空英語能力証明)

#### (1) 試験の実施

実地試験は、学科試験合格者に対して、合格通知日から2年以内に受験者の受験希望日等を考慮して試験が実施されます。

受験者は、当局HPにて受験日を確認し、受験希望月の前月15日(開庁日必着)までに申請書を提出します。

なお、他の実地試験と異なり、個室でのマンツーマンの対話型の試験となります。

#### (2) 参考情報

実地試験のお知らせ → [平成〇年度航空英語能力証明実地試験予定日のお知らせ](#)  
[へリンク](#)

### 4. 主な受験資格の概要

資 格	年 齢	受験資格の概要
-----	-----	---------

自家用操縦士 (飛行機)	17歳以上	<p>総飛行時間40時間以上</p> <p>イ 10時間以上の単独飛行</p> <p>ロ 出発地点から270km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む5時間以上の単独操縦による野外飛行</p> <p>ハ 夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む20時間以上の同乗教育飛行</p>
自家用操縦士 (回転翼航空機)	17歳以上	<p>総飛行時間40時間以上</p> <p>イ 10時間以上の単独飛行</p> <p>ロ 出発地点から180km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む5時間以上の単独操縦による野外飛行</p> <p>ハ 夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む20時間以上の同乗教育飛行</p> <p>ニ オートロテーションによる着陸</p>
事業用操縦士 (飛行機)	18歳以上	<p>総飛行時間200時間以上</p> <p>イ 100時間以上の機長としての飛行</p> <p>ロ 出発地点から540km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む20時間以上の機長としての野外飛行</p> <p>ハ 機長としての5回以上の離陸及び着陸を含む5時間以上の夜間の飛行</p> <p>ニ 10時間以上の計器飛行</p>
事業用操縦士 (回転翼航空機)	18歳以上	<p>総飛行時間150時間以上</p> <p>イ 35時間以上の機長としての飛行</p> <p>ロ 出発地点から300km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む10時間以上の機長としての野外飛行</p> <p>ハ 機長としての5回以上の離陸及び着陸を含む5時間以上の夜間の飛行</p> <p>ニ 10時間以上の計器飛行</p> <p>ホ オートロテーションによる着陸</p>
定期運送用操縦士 (飛行機)	21歳以上	<p>総飛行時間1500時間以上</p> <p>イ 100時間以上の野外飛行を含む250時間以上の機長としての飛行</p> <p>ロ 200時間以上の野外飛行</p> <p>ハ 100時間以上の夜間の飛行</p> <p>ニ 75時間以上の計器飛行</p>

<p>定期運送用操縦士 (回転翼 航空機)</p>	<p>21歳以上</p>	<p>総飛行時間1000時間以上  イ 100時間以上の野外飛行を含む250時間以上の機長としての飛行  ロ 200時間以上の野外飛行  ハ 50時間以上の夜間の飛行  ニ 30時間以上の計器飛行</p>
<p>二等航空運航 整備士</p>	<p>18歳以上</p>	<p>次に掲げるいずれかの経験を有すること  イ 技能証明を受けようとする種類の航空機についての6月以上の整備の経験を含む2年以上の航空機の整備の経験  ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、技能証明を受けようとする種類の航空機についての6月以上の整備の経験を含む1年以上の航空機の整備の経験</p>
<p>一等航空運航 整備士 (飛行機)</p>	<p>18歳以上</p>	<p>飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること  イ 付属書第1に規定する耐空類別が飛行機輸送C又は飛行機輸送Tである飛行機についての6月以上の整備の経験を含む2年以上の航空機の整備の経験  ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、付属書第1に規定する耐空類別が飛行機輸送C又は飛行機輸送Tである飛行機についての6月以上の整備の経験を含む1年以上の航空機の整備の経験</p>
<p>一等航空運航 整備士 (回転翼 航空機)</p>	<p>18歳以上</p>	<p>回転翼航空機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること  イ 付属書第1に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての6月以上の整備の経験を含む2年以上の航空機の整備の経験  ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、付属書第1に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての6月以上の整備の経験を含む1年以上の航空機の整備の経験</p>

二等航空整備士	19歳以上	<p>次に掲げるいずれかの経験を有すること</p> <p>イ 技能証明を受けようとする種類の航空機についての6月以上の整備の経験を含む3年以上の航空機の整備の経験</p> <p>ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、技能証明を受けようとする種類の航空機についての6月以上の整備の経験を含む1年以上の航空機の整備の経験</p>
一等航空整備士 (飛行機)	20歳以上	<p>飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること</p> <p>イ 付属書第1に規定する耐空類別が飛行機輸送C又は飛行機輸送Tである飛行機についての6月以上の整備の経験を含む4年以上の航空機の整備の経験</p> <p>ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、付属書第1に規定する耐空類別が飛行機輸送C又は飛行機輸送Tである飛行機についての6月以上の整備の経験を含む2年以上の航空機の整備の経験</p>
一等航空整備士 (回転翼航空機)	20歳以上	<p>回転翼航空機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること</p> <p>イ 付属書第1に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての6月以上の整備の経験を含む4年以上の航空機の整備の経験</p> <p>ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、付属書第1に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての6月以上の整備の経験を含む2年以上の航空機の整備の経験</p>